

避難所・福祉避難所

災害発生直後の地域の避難生活の拠点として、災害情報、生活・医療に関する情報・サービスの提供、食料・飲料水等の物資の提供などが行われます。

また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方は福祉避難所や、一般避難所内の要配慮者スペースも利用できます。

○在宅で避難生活をしている方も、避難所で配布する物資(食料、飲料水、ミルク、おむつ、生理用品など)や簡易な日用品(タオル、歯ブラシ、石鹸など)、「住まい」や「生活」に関する情報・相談、救護所がある場合は簡易な医療サービスなどを受けることができます。

○新型コロナウイルス感染症の現下の状況において、3つの「密」の回避など、感染症対策を徹底する観点から、各自治体においてホテル・旅館等や研修所等も避難所として利用できます。利用できる施設等については最寄りの自治体にご確認ください。



○避難所には新型コロナウイルス感染症対策として、マスクやアルコール消毒液、段ボールベッド、パーティションなども用意しています。

【福祉避難所等の利用に当たって】

○配慮が必要な方以外は、原則として、福祉避難所の利用はご遠慮ください。(福祉避難所ごとに、受入対象者が特定されている場合もあります。)

○避難所や福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、福祉施設等への緊急入所や緊急ショートステイなどで対応する場合があります。

食品の給与・飲料水の供給

災害により流通に支障が生じ、近隣で食料の購入、飲料水の確保ができない場合は、避難所において、炊き出しや食品の給与、給水車による飲料水の供与等を実施します。

○食品の給与や飲料水の供給は、避難所に滞在していなくても受け取れます。配給時間等を最寄りの避難所にご確認ください。

○詳しくは、避難所の職員等にご確認ください。



被災者の生活再建のための支援金の給付

住宅の被害が大きい(全壊、大規模半壊又は中規模半壊)世帯は支援金の給付が受けられます。

- 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
 - 全壊等 100万円 大規模半壊 50万円
 - 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)
 - ・全壊、大規模半壊
 - 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借(公営住宅除く) 50万円
 - ・中規模半壊
 - 建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借(公営住宅除く) 25万円
- ※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。
○対象となる災害は1市町村で10世帯以上全壊した災害等です。

国の主な給付・貸付制度

被災者の支援のため、様々な給付や貸付の制度があります。

【災害でご家族が亡くなられた場合や障害を負った場合】

- 災害弔慰金(給付)
 - ・生計維持者が死亡した場合 500万円以下
 - ・その他の者が死亡した場合 250万円以下
- 災害障害見舞金(給付)
 - ・生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円以下
 - ・その他の者が重度の障害を受けた場合 125万円以下

【災害による損害で生活再建のための資金が必要な場合】

- 災害援護資金(貸付)
 - ・貸付金額 150万円から350万円まで(貸付利率3%以内)
 - ・据置期間 3年以内／償還期間 10年以内
- 生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金、福祉費)
 - 緊急小口資金 貸付額10万円以内(無利子)
据置期間 2月以内／償還期間 12月以内
 - 福祉費(災害援護費) 貸付額150万円(目安)
据置期間 6月以内／償還期間 7年以内

被災者の住宅再建のための災害復興住宅融資

住宅金融支援機構による、住宅に被害(全壊等)が生じた旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅再建復旧のための融資です。

- 災害復興住宅融資(融資)
 - ・建設、購入する場合 融資限度額3,700万円まで ※建設は土地を取得する場合
 - ・補修を行う場合 融資限度額1,200万円まで
- 申込受付期間は原則としてり災日から2年間です。(期間が延長される場合があります)
- 満60歳以上の方が利用できる「高齢者向け返済特例」があります。
- 融資制度の詳細は、下記災害専用ダイヤルにお問合せいただくか、住宅金融支援機構ホームページ(www.jhf.go.jp)をご確認ください。

住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)
0120-086-353(通話無料)



被災されたみなさまへ

災害時の

「住まい」と「生活」の 再建に向けて

このリーフレットは、災害発生後、被災された方に、支援制度を知ってもらうために作成しています。災害時に受けられる支援制度は、災害の規模や被害の程度により異なりますので、制度を活用する際は、自治体にご確認ください。



内閣府(防災担当)

令和4年5月作成

各種手続に必要な「り災証明書」

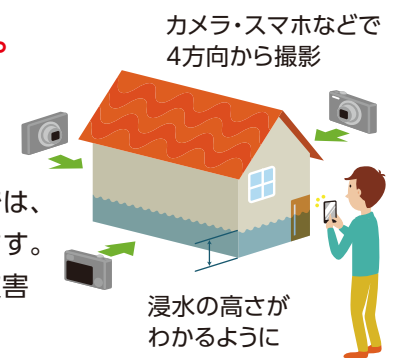
「り災証明書」は、災害による住宅の被害の程度等を証明する書類です。被災者生活再建支援金などの申請のほか、税金の減免、各種融資などの様々な申請に必要になります。

- 交付窓口は、各市町村です。
- 申請すると、市町村職員による住宅の被害認定調査が行われ、後日、調査結果に基づき「り災証明書」が交付されます。
- 手続には、申請書、身分証明書等が必要です。

ご注意ください!

**カメラでもスマホでも結構です。
被災した自宅の状況を
写真で撮影してください。**

※修理や片付けをしてしまってからでは、正確な調査が困難となってしまいます。修理などをする前にあらかじめ、被害箇所の写真を撮ってください!



都道府県・市町村の問い合わせ先

被災住宅の応急修理



住宅の応急修理は、自宅が一定の被害(大規模半壊、中規模半壊、半壊(半焼)又は準半壊)を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するものです。

- 応急修理ができる工事費用の限度額は1世帯あたり、
・半壊以上の世帯／65万5千円以内 ・準半壊の世帯／31万8千円以内
※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
※全壊であっても、修理すれば居住が可能なら、対象とすることが可能です。
※現金を給付する制度ではありません。
- 応急修理は、自治体が修理業者と契約します。
(修理限度額を超える工事費用は自己負担です。)
- 詳しくは「住宅の応急修理Q&A」で検索ください。
- 住宅の被害を受け公営住宅等を避難先として短期間利用された方であれば、応急修理の実施が可能です。

修理に必要な書類 自治体にご確認ください。

- ①住宅の応急修理申込書
- ②り災証明書(写し)
- ③修理前の被害状況が分かる写真
- ④修理見積書(修理業者に作成を依頼してください。)
※希望する業者が無い場合は各市町村が業者を紹介します。
- ⑤資力に関する申出書(中規模半壊、半壊及び準半壊の方)

ご注意ください!

- ◎カメラでもスマホでも結構です。自宅の被災した状況を写真で撮影してください。
- ◎修理業者との契約は自治体が行いますので、被災された方自らが契約をしないでください。
- ◎万が一、契約をして修理を実施しても、修理代金を支払う前に、まずは最寄りの自治体にご相談ください。
- ◎申込書は、自治体又は自治体が設置する住宅相談窓口で受け取ってください。

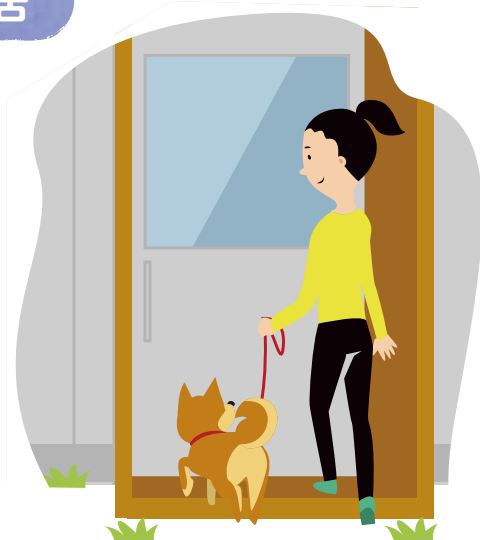
応急仮設住宅への入居

応急仮設住宅は、自宅が倒壊するなど住むことができなくなった場合に入居するものです。

入居対象は以下のとおりです。

- ①住宅が全壊、全焼又は流出等の被害を受けた方
- ②住宅の被害は半壊又は大規模半壊であっても、住宅として利用ができない方*
- ③地すべりにより避難指示を受けているなど長期にわたり自らの住居に居住できない方

*加えて、上記①、②に該当し、自宅を応急修理すれば、住宅として利用できる方も仮設住宅に入居することができます。



*具体的な入居例

- ㊦ 損壊家屋等取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない方
- ㊧ 水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
- ㊨ 屋根等が損傷し、屋内浸水により、住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方 など

- 賃貸型の仮設住宅は、世帯人数に応じて家賃が設定されていますので自治体に確認をしてから物件の検討を行ってください。(現金を給付する制度ではありません。)
- 自宅での居住が難しい等の場合には、公営住宅に一時的に入居できる場合があります。詳細は自治体にご確認ください。

ご注意ください!

- ◎応急仮設住宅の貸与期間は最長で2年間です。その間に恒久的住まいの確保を行ってください。
- ◎応急修理が1か月を超え、上記①、②に該当する場合には、原則最長で6か月間、仮設住宅に入居することが可能です。
なお、工事が完了した場合は、速やかに退去していただくこととなります。
- ◎まず、自分で物件を探す前に自治体又は自治体の設置する住宅相談窓口にご相談ください。
- ◎民間賃貸住宅を利用した仮設住宅に入居する場合は、家賃上限を超えないようにしてください。(家賃上限を超えると、仮設住宅の入居対象になりませんのでご注意ください。)
- ◎高齢の方や障害をお持ちの方は、自治体に相談の上、仮設住宅を決定してください。(病院に近い物件、低層階、バリアフリー住宅への入居など窓口でご相談ください。)
- ◎ペット連れの方も自治体に相談の上、応急仮設住宅を決定してください。

生活必需品の給与・貸与

住宅が一定の被害(全壊、全焼、流失又は床上浸水)により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失した方に対して行うものです。



- 給与等される物品基準額は以下のとおりです。
・全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
冬季	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円

- ・半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
冬季	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円

※本制度は現金を給付する制度ではありません。

対象品目

- ①タオルケット、毛布、布団などの寝具
- ②洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツなどの下着
- ③タオル、靴下、靴、サンダル、傘などの身の回り品
- ④石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパーなどの日用品
- ⑤炊飯器、鍋、包丁、ガス器具などの調理道具
- ⑥茶碗、皿、箸などの食器
- ⑦暑さ、寒さ等による健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機、電気ストーブ又はこれに準ずるもの
- ⑧高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具などの消耗器材

※品目の詳細は自治体により異なる場合もありますので自治体窓口にご確認ください。

認められない物品

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オーブンレンジ、ドライヤーなどの家電製品

- 支給品は世帯人数により上記基準額の範囲内までの申請となります。(見舞品ではないため、全ての品目を給与又は貸与する訳ではありません。)
- 申請窓口は、自治体になります。自治体で申請様式を受け取りください。
- 手続には、申請書のほかに、り災証明書、身分証明書等が必要になります。
- 現金を給付する制度ではありません。現物を給与・貸与することになりますので、お届け先を確認します。